

地主・経営者のための
情報マガジン

9
September

Agri Times

あぐりタイムズ / 2019 vol.170

消費税率引上げに伴う 注意点と今後の流れ



営業職に役立つ!

ゴルフの
心臓

テレビCM

サンテーモーニング
とれたてキス
ふらり途中下車の旅
めざましテレビ

CM
絶賛
放送中!

ラ・ラ・ラ・
ランダム〜ク



ラジオCM

FMヨコハマ
ニッポン放送
FM NACK5

消費税率引上げに伴う注意点と今後の流れ



1 税率8%適用の経過措置をチェック(2019年9月以前の契約等)

2019年10月から消費税率が原則10%に引き上げられると同時に、飲食料品等に対する軽減税率制度が導入されます。ただし、契約等が2019年9月までに行われたもので、かつ、一定の条件を満たすものであれば、商品等の受渡しが10月以後になった場合でも売手、買手ともに旧税率である8%が適用される経過措置が講じられています。

主な経過措置対象取引(2016年11月改正)							
①旅客運賃等	②電気料金等	③請負工事等	④資産の貸付け				
⑤指定役務の提供	⑥予約販売に係る書籍等	⑦特定新聞	⑧通信販売				
⑨有料老人ホーム	⑩特定家庭用機器再商品化法に規定する再商品化等						

注1 ⑥～⑧の取引のうち、軽減税率対象の取引については経過措置ではなく、軽減税率対象として8%税率を適用。

注2 ③～⑥及び⑧～⑩は指定日(2019年4月1日)を基準とする経過措置、それ以外は施行日(2019年10月1日)をまたぐ取引に係る経過措置。

■住宅関係の留意点

消費税率は原則として引渡し時の税率が適用されることから、住宅建設(請負工事)のように工期が長くなるものについては、2019年9月までに契約したものであっても建物の完成・引渡しが10月以降であれば10%税率となってしまいます(建物の完成・引渡しが9月までに完了していれば8%税率のままであります)。ただし、指定日(2019年4月1日)の前日までに契約した場合、10月以降の建物の完成・引渡しでも8%税率が適用される経過措置が設けられています。

2 軽減税率の対象となる品目を押さえましょう(2019年10月以降)

軽減税率対象品目は8%(消費税率6.24%、地方消費税率*1.76%)の税率が適用されます。

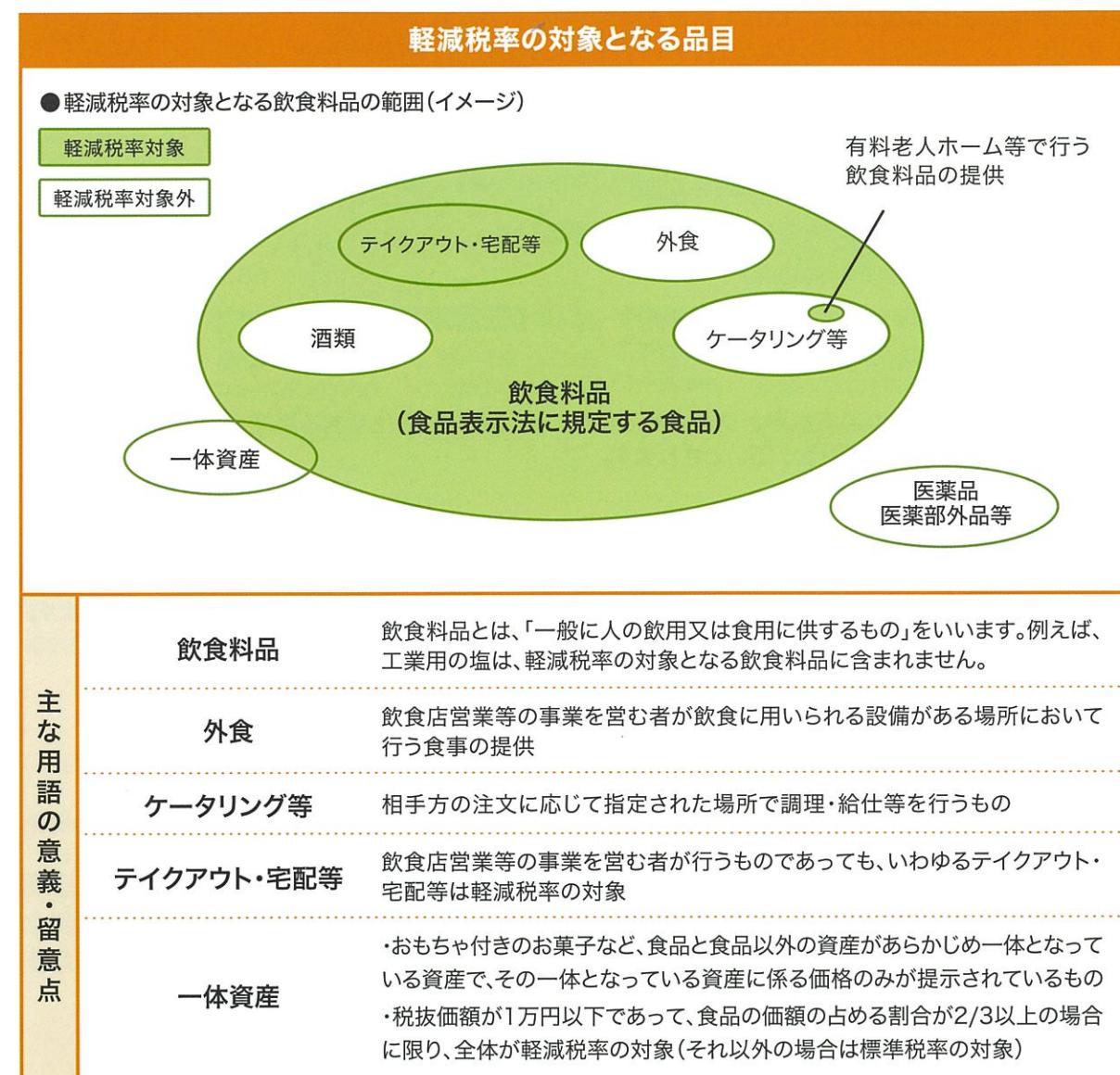
*地方消費税の税率は、消費税額の78分の22と定められています。

1 飲食料品・外食を除く飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、一定の一体資産(右表参照)を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

2 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるものが対象です。



これはどちら…?

	標準税率のもの(10%)	軽減税率のもの(8%)
商品の送料	飲食料品等の販売に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではないので、軽減税率の対象となりません。	なお、例えば「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合は、軽減税率の対象となります。
列車内の販売	食堂施設での飲食	移動ワゴン販売
栄養ドリンク	医薬品や医薬部外品に該当するものの販売	医薬品や医薬部外品に該当しないものは食品に該当。
みりん・料理酒等	酒税法に規定する酒類に該当するみりんや料理酒は、軽減税率の対象となりません。	酒類に該当しないみりん風調味料(アルコール1度未満のものに限る)、ノンアルビールは飲食料品に該当。

3 簡易課税の事業区分の変更(2018年度改正)

飲食料品等に対する軽減税率制度の導入等に伴って、簡易課税の事業区分やみなし仕入率についても次のような改正が行われています。

●2019年10月1日を含む課税期間以降の課税期間の事業区分とみなし仕入率

①第一種事業(卸売業)	90%
②第二種事業(小売業、農林漁業等〔食用〕)	80%
③第三種事業(建設業、製造業、農林漁業等〔非食用〕)	70%
④第四種事業(その他の事業)	60%
⑤第五種事業(金融保険業、運輸通信業、サービス業〔飲食店業を除く〕)	50%
⑥第六種事業(不動産業)	40%

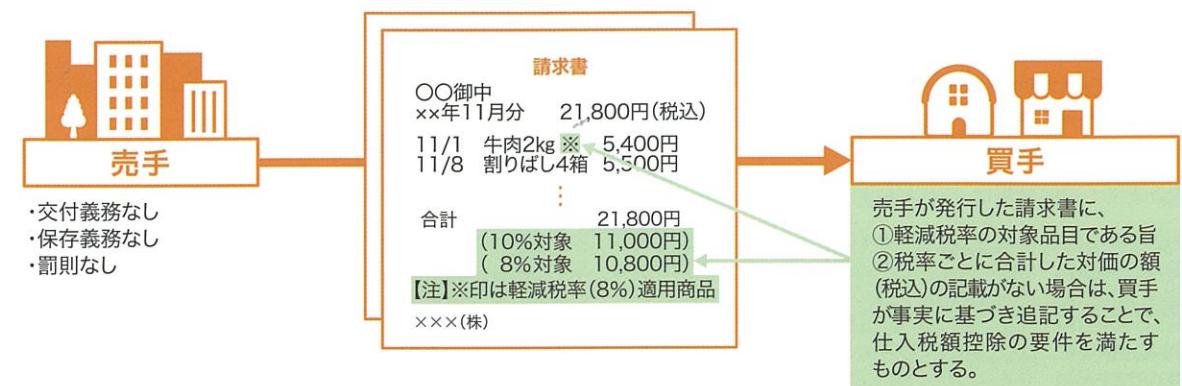
農林漁業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業が第2種事業とされ、そのみなし仕入率が80%(現行:70%)とされます。

■適用関係

2019年10月1日を含む課税期間から適用されますが、同日前における食用の農林水産物を生産する事業については適用されないため、課税期間が2019年10月1日をまたぐ場合には区分計算が必要となります。

区分記載請求書のイメージ

※発行義務はありませんが、課税事業者との取引で求められる場合があります。



★売上税額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{10\%対象} & 11,000\text{円} \times 10/110 = 1,000\text{円} \\ \text{8\%対象} & 10,800\text{円} \times 8/108 = 800\text{円} \\ \Rightarrow \text{売上税額} & 1,000\text{円} + 800\text{円} = 1,800\text{円} \end{aligned}$$

★仕入税額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{10\%対象} & 11,000\text{円} \times 10/110 = 1,000\text{円} \\ \text{8\%対象} & 10,800\text{円} \times 8/108 = 800\text{円} \\ \Rightarrow \text{仕入税額} & 1,000\text{円} + 800\text{円} = 1,800\text{円} \end{aligned}$$

■留意点～仕入税額控除を行うために～

「区分記載請求書」は売手側に発行義務は課されていません。しかし、買手側(取引相手)は、消費税の仕入税額控除を行うために、買った品物の税率が8%であるか10%であるかの区別や、その税額などを明らかにしなければなりません。そこで、「区分記載請求書」を発行しない事業者は同請求書の作成を求められる可能性もありますので、「区分記載請求書」の記載内容を理解しておいた方が良いでしょう。

4 簡易課税を事後選択できる特例(中小事業者の経過措置)

簡易課税制度を新たに利用するためには、適用しようとする課税期間の初日の前日までに適用申請をすることが原則ですが、今回の消費税改正にあたって課税仕入れ等の税率区分が困難な中小事業者は、特例として、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の末日までに適用届出書を提出すればその課税期間から簡易課税制度を利用することができますとされました。

■適用関係

2019年10月1日から2020年9月30日までの日の属する課税期間に適用できます。なお、「簡易課税制度の届出の特例」を適用した場合は、事業を廃止した場合等を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、簡易課税制度の適用をやめることはできません。

【2】区分経理が困難な中小事業者に対する特例が設けられています

消費税課税事業者の方は、軽減税率制度導入などの改正に伴って、原則として消費税率の異なる商品ごとに「区分経理」を行う必要が生じます。しかし、区分経理は手間がかかるため、対応する準備が整わないなど区分経理が困難な事情がある中小事業者(基準期間(法人:前々事業年度、個人:前々年)の課税売上高が5,000万円以下の事業者)に対しては、軽減税率制度の導入からインボイス制度(【3】参照)の導入までの期間について、区分経理の手間を省く次のような税額計算の特例が設けされました。

① 売上税額の計算の特例

(2019年10月~2023年9月までの4年間の特例)

売上を税率ごとに区分することが困難な中小事業者が、売上げ(税込)の一定割合を、軽減税率対象品目の売上げとして税額を計算する特例を設けます。

② 仕入税額の計算の特例

(2019年10月~2020年9月までの1年間の特例)

仕入を税率ごとに区分することが困難な中小事業者が、仕入れ(税込)の一定割合を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額を計算する特例等を設けます。

5 区分経理が必要になります

【1】2019年10月から2023年9月までの4年間は、「区分記載請求書」の発行を求められることになります

軽減税率制度のスタートに伴って、8%税率売上げ・仕入れと10%税率売上げ・仕入れを区分する経理処理が必要となります。これに対応する形で、これまでの請求書も次の図が示すような形で8%税率と10%税率の売上げを区分して記載する形式である「区分記載請求書」に変更する必要が生じます。

【3】2023年10月から適格請求書(インボイス)制度が導入されます

① 概要

適格請求書とは、「売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための書類」です。消費税の納稅義務のある事業者は2023年10月からは「適格請求書」の発行が法律で義務付けられ、適格請求書を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)のみとなります。仕入税額控除は、区分記載請求書の保存に代えて、「適格請求書」の保存が要件となります。

注)申請書は2021年10月1日から提出することが可能です。

適格請求書発行事業者の氏名及び登録番号等はインターネットを通じて確認できます。

②適格請求書の記載事項

- 軽減税率の対象となる販売の有無を問わず、適格請求書の交付義務があります。
- 交付した適格請求書の写しの保存が必要になります。



■ 適格請求書の記載事項は、次のとおりです。

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | 4 税率ごとに合計した税抜又は税込対価の額及び税率 |
| 2 取引年月日 | 5 消費税額等 |
| 3 取引内容(軽減税率の対象となる場合はその旨) | 6 書類の交付を受ける者の氏名又は名称 |

注 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業等の事業については、記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

③適格請求書制度と現行制度との関係

- 税額計算は、消費税額を積み上げて計算する方式と、税込価格を税率で割り戻して計算する現行方式の選択制とする
- 経過措置として、免税事業者からの仕入れについて、本制度導入から3年間は80%、その後3年間は50%の控除を可能とする
- 現行制度と同様、小売事業者等について、販売先の氏名・名称の記載を不要とする
- せり売りの場合の特例(取次事業者発行の請求書による代替)等現行の取扱いを存続

6 施行スケジュール

税額計算の方法と特例の施行スケジュールは下表のとおりとされています。

課税事業者の方は、8%と10%の区分経理をどのようにしていくか、それぞれの事業内容により準備を整えていきたいものです。

● 税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

	2019年10月	2023年10月	2026年10月	2029年10月
税額計算の方法	請求書等保存方式(現行制度)	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式(インボイス制度)	
請求書等の発行義務	税込価格からの割戻し計算 ■ 免税事業者も発行可	現行どおり	適格請求書の税額の積上げ計算 取引税額からの割戻し計算のいずれかの方法によることができる*	
仕入税額控除の要件	請求書等の交付義務なし ■ 免税事業者は発行不可	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ■ 免税事業者は発行不可	
税額計算の特例	請求書等の保存が要件 ■ 免税事業者からの仕入税額控除可	現行どおり	適格請求書の保存が要件 ■ 免税事業者からの仕入税額控除不可	
売上税額の計算の特例	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可 中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可	買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可	80%控除 50%控除 免税事業者からの仕入税額控除の特例	
税額計算の特例	軽減税率対象売上のみなし計算(4年間)			
仕入税額の計算の特例	軽減税率対象仕入のみなし計算(1年間)	現行どおり	見直し	
	簡易課税			
		簡易課税の事後選択(1年間)		

*売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」。

ランドマーク便り メディア掲載情報



【日本経済新聞】



【日本経済新聞】



【日本農業新聞】



2019年6月29日
発行号「日本農業新聞」の6面書籍紹介欄に、代表清田編・著の「都市農家・地主の税金ガイド」が掲載されています。

9月セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

9月 | 不動産オーナーの相続税対策

9月17日 土 町田会場

14:00~15:00 TEL:042-720-4300

税務無料相談会

9月18日 水 みなとみらい会場

14:00~16:00 TEL:045-263-9730

9月19日 木 丸の内会場

14:00~16:00 TEL:03-6269-9996

9月19日 木 朝霞台会場

14:00~16:00 TEL:048-424-5691

9月18日 水 湘南台会場

14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

9月19日 木 川崎会場

14:00~16:00 TEL:044-589-4110

9月19日 木 池袋会場

14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

9月19日 木 新宿会場

14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

こちらからお申込み受付中!

► <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

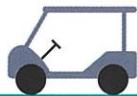
清田のひとりごと



こんにちは。ランドマーク税理士法人の清田です。みなさん、缶コーヒーはお飲みになりますか? 最近コンビニコーヒーを飲むことが多くなってしましたが、ぐっと甘い缶コーヒーをたまに飲みたくなります。缶コーヒーのCMは日々沢山放送されていますが、その中でもカルト的な人気がある「ツインピークス」とタイアップしたジョージアのCMをご存知でしょうか。1993年ジョージアが初めて外部とタイアップしたCMでもあります。「ツインピークス」とは1990年からアメリカで放送されたテレビドラマで、映画化もしており、その後も「ツインピークス リターンズ」で続編が作られる程根強い人気の作品です。ミステリアスな映像美で当時日本に海外ドラマという存在を知らしめた作品の走りかと思います。CMはドラマ仕立てで、主人公のコーヒーとドーナツ好きの刑事が「Damn fine coffee!!」(大変うまいコーヒーだ!)という内容に日本のファンのみならず海外のファンもニヤリとしたそうですよ。また同時に、当時としては珍しいデザイン缶(6タイプ32種類)の「ツインピークス缶」は幻の缶と言われています。高値でやり取りされています。

営業職必見!

ゴルフの心臓



第12回

うんちく～トリビア～

今回は、ゴルフにまつわる“うんちく”(トリビア)をアトランダムにご紹介いたします。

ゴルフを漢字で表すと

一般的に日本でスポーツでは、野球、卓球、水球等漢字で書かれます。それに対して外国語のままで呼ばれているスポーツはゴルフを含めカタカナで表記されます。

カタカナ表記の球技を漢字にすると～

庭球 テニス 蹴球 サッカー 籠球 バスケットボール

闘球 ラグビー 氷球 アイスホッケー…

ではゴルフは?というと「打球」「孔球」又は「芝球」です。戦時中に外来語が禁止されていた時は「打球」と呼ばれていたようです。

また、

砂堀 バンカー 球孔 ホール 標準 パー(PAR)

照準 アドレス 隅 バーディー…

等と表されていました。



キャディーの語源は

キャディーの語源はフランス語の「cadet」(カデ)だそうです。宮廷に遣える人が「カデ」と呼ばれていて、これがゴルフで「caddie」として使われるようになりました。その理由は、生後6日でスコットランド女王に即位したメアリー・スチュアート(1542~1589)は15歳でフランス皇太子妃となりました。彼女が18歳の時に、皇太子からフランソワII世へと即位していた夫が亡くなり、その後彼女がスコットランドに帰国後、ゴルフをはじめ、ゴルフに行く際に、フランスから連れ帰っていたフランス宮廷の家来(カデ)を従えていたこと

が由来だということです。「cadet」はフランス語ですので、スコットランドで「キャディー」という呼び方が有力のようです。この「メアリー女王」は世界初の女性ゴルファーでもあるらしい。



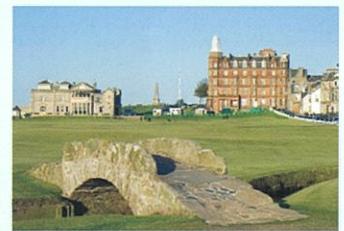
1ラウンドが18ホールという数字になったのはなぜ?

スコッチウイスキー説

ゴルフ発祥の地と言われるスコットランドはウイスキーの本場としても有名です。スコットランドのゴルフ場ではリンクスで強い風が吹きさらし身体の新まで凍える寒さです。ゴルフが誕生して間もない頃、当時のゴルファーはポケットにスコッチのボトルを入れて1ホール終えるごとにキャップ1杯を飲んで寒さをしのぎながらプレーを楽しみました。そして、いつも18ホールをおえたところでスコッチとボトルが空になり、プレーを終えたというのが、いつしか決まりごとになったというエピソードから派生したとも言われています。

セントアンドリュース・オールドコース説

ゴルフがマッチプレーで楽しむのが主流のころ、ホール数はゴルフ場によってまちまちでした。ゴルフの聖地といわれるセントアンドリュース・オールドコースも最初は12ホールのコースとしてスタートしたそうです。その後改造を重ねて22ホールとなりましたが、当時市民生活に支障をきたしているとの理由からコースの一部を市に返還しなくてはならなくなり4ホールが無くなり、18ホールのゴルフコースになったそうです。それ以降このセントアンドリュース・オールドコースをひとつの基準とするように、18ホールのゴルフ場が次々にオープンして、現在に至っているという説です。



今回はほんの一部ですが、ゴルフの始まりの“うんちく”を紹介させて頂きました。
楽しいゴルフライフを!



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ52歳 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級